

鳥取県告示第485号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めることについての届出があったので、同令第5条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年8月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

届 出 事 項			指定漁船調書の縦覧	
発起人の住所及び氏名	加入区の名 称	漁船損害等補償法第113条第1項の申出の相手方となる漁業協同組合の名称	場 所	期 間
岩美郡岩美町大字大谷2182-5 中村 拓朗 岩美郡岩美町大字網代88 川口 優	岩美加入区	鳥取県漁業協同組合	岩美郡岩美町大字大谷2182-470 鳥取県漁業協同組合 網代港支所	平成23年8月23日から同年9月6日まで
東伯郡湯梨浜町泊859 中嶋 辰雄 東伯郡湯梨浜町泊1570-66 松田 昌知	泊中部加入区	鳥取県漁業協同組合 中部漁業協同組合	東伯郡湯梨浜町泊1584 鳥取県漁業協同組合 泊支所	